

各種所得控除

種類	要件	控除額																						
雑損控除	前年中、天災等により日常生活に必要な資産に損害を受けた人	次のいずれが多い金額 ①(損失額+災害関連支出額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出額-5万円																						
医療費控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った人	次のいずれが多い金額 ①(支払った医療費-保険金等による補てん額)-(総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い額) ※控除限度額200万円 ②(スイッチOTC薬購入代)-(保険金等による補てん額)-12,000円 ※控除限度額8万8千円																						
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保険料(国民健康保険、国民年金など)を支払った人	支払った金額																						
生命保険料控除	平成24年以後締結した生命保険契約(新契約①一般・②個人年金・③介護医療)、平成23年以前締結した生命保険契約(旧契約④一般・⑤個人年金)について、支払った保険料額により下記生命保険料控除額になります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支払保険料額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① ┆ ③</td> <td>12,000円以下</td> <td>同額</td> </tr> <tr> <td>12,001～32,000円</td> <td>支払額÷2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001～56,000円</td> <td>支払額÷4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">④ ┆ ⑤</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円<各上限額></td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>同額</td> </tr> <tr> <td>15,001～40,000円</td> <td>支払額÷2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001～70,000円</td> <td>支払額÷4+17,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円<各上限額></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 生命保険料控除の上限は7万円です。 ※2 ①④又は②⑤の新旧の両方の支払いがあり、控除の適用を受ける場合は28,000円が上限額になります。</p>		支払保険料額	生命保険料控除額	① ┆ ③	12,000円以下	同額	12,001～32,000円	支払額÷2+6,000円	32,001～56,000円	支払額÷4+14,000円	④ ┆ ⑤	56,001円以上	28,000円<各上限額>	15,000円以下	同額	15,001～40,000円	支払額÷2+7,500円	40,001～70,000円	支払額÷4+17,500円		70,001円以上	35,000円<各上限額>
	支払保険料額	生命保険料控除額																						
① ┆ ③	12,000円以下	同額																						
	12,001～32,000円	支払額÷2+6,000円																						
	32,001～56,000円	支払額÷4+14,000円																						
④ ┆ ⑤	56,001円以上	28,000円<各上限額>																						
	15,000円以下	同額																						
	15,001～40,000円	支払額÷2+7,500円																						
	40,001～70,000円	支払額÷4+17,500円																						
	70,001円以上	35,000円<各上限額>																						
地震保険料控除	支払った保険料等の金額(地震)	支払った保険料等の金額÷2																						
※損害保険等契約等について、支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除。 (平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等で、支払った保険料がある場合を含みます。)	50,000円まで	25,000円																						
	50,001円以上																							
	支払った保険料等の金額(旧長期)																							
	5,000円以下	支払った保険料等の金額の全額																						
	5,001円～15,000円	支払った保険料等の金額×1/2+2,500円																						
	15,001円以上	10,000円																						
	地震保険料と、旧長期損害保険料がある場合は、地震保険料控除額と旧長期損害保険料控除額の合計額が、地震保険料控除額になります。(最高25,000円)																							

種 類	要 件	控 除 額
小規模企業共済等掛金控除	前年中、小規模企業共済の規定による第1種共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額
障害者控除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である人	一人につき26万円 特別障害者の場合 30万円 同居の特別障害者の場合 53万円
寡婦控除	本人が、次のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後再婚していない人で、扶養親族があり前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と死別した後再婚していない人や夫の生死が明らかでない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円
ひとり親控除	本人が、婚姻をしていない又は配偶者と死別、離婚した後再婚していない人や、配偶者の生死が明らかでない人で生計をともにしている子（総所得金額等の合計額が48万円以下）があり、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下の人	30万円

種類	要件	控除額																																							
勤労学生控除	学校教育法に定める学生生徒で、前年中、自己の勤労に基づく給与所得等が有り、合計所得金額が75万円以下でそのうち配当所得や不動産所得などの資産性所得が10万円以下の人	26万円																																							
配偶者控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計をともにする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の人	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人 (70歳以上)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	本人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円																								
区分	本人の所得金額																																								
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
一般	33万円	22万円	11万円																																						
老人 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円																																						
配偶者特別控除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計をともにする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の人	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の所得金額</th> <th colspan="3">本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の所得金額	本人の所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の所得金額	本人の所得金額																																								
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																						
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																						
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																						
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																						
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																						
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																						
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																						
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																						
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																						
扶養控除	生計をともにする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人	<ul style="list-style-type: none"> ①一般の扶養親族 33万円 (16～18歳、23～69歳) ②特定扶養親族 45万円 (19～22歳) ③老人扶養親族 38万円 (70歳以上の人) ④③で同居の場合 45万円 (本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者のいずれかと同居を常況としている人) 																																							
基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下	控除額 43万円																																							
	合計所得金額 2,400万円超～2,450万円以下	控除額 29万円																																							
	合計所得金額 2,450万円超～2,500万円以下	控除額 15万円																																							
	合計所得金額 2,500万円超	控除額 0円																																							